

横浜市交通局撮影許可に関する取扱要領

制 定：平成17年4月15日

全部改正：平成28年4月1日

（目的）

第1条 この要領は、横浜市交通局（以下「当局」という。）が所有する車両及び施設（以下「施設等」という。）における撮影の許可について、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要領において、撮影とは、放送、上映、出版及び販売等を行うことを目的に、施設等において、又は施設等を対象物として、写真撮影、録画及び録音（これらに類するもの及び付随する行為を含む。）をすることをいう。

（撮影の申請）

第3条 撮影を希望する者は、あらかじめ撮影許可申請書（第1号様式）に必要事項を記入し、横浜市交通事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

2 前項に定める申請書には、必要に応じて撮影の具体的な内容が分かる書面を添付しなければならない。

（撮影許可）

第4条 撮影を希望する者から前条第1項に定める申請があった場合、管理者は内容を審査し、これを適当と認めるときは、撮影許可書を交付する。

（撮影の不許可）

第5条 撮影が次の各号のいずれかに該当するおそれがあると管理者が認める場合には、撮影を許可しないものとする。

(1) お客様の安全確保に支障をきたすもの

(2) 高速鉄道及び乗合自動車の適正な運行に支障をきたすもの

(3) 当局及び横浜市の事業又は対外的なイメージ等に悪影響を及ぼすもの

(4) お客様又は職員等の肖像権その他権利を侵害するもの

(5) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの

(6) その他管理者が不相当と認めるもの

(撮影の内容変更)

第6条 第3条の規定に定める申請を行った後、撮影の内容等に変更があった場合は、軽易な場合を除き、改めて申請しなければならない。

(口頭による手続)

第7条 撮影に関する第3条、第4条及び第6条に規定する手続は、報道に協力する場合又は当局総務課長が特に認める場合には、口頭で行うことができる。

(許可書の提示)

第8条 撮影を許可された者は、交付された許可書を撮影期間中常に携帯することとし、当局職員は許可書の提示を求めることができる。

(撮影の立会い)

第9条 撮影に当たっては、原則として当局職員が立ち会うものとする。

(資料の提供)

第10条 撮影を許可された者(以下「相手方」という。)から、撮影の目的のために施設等に関する資料の提供を求められたときは、事業に支障のない範囲において、当局はこれを提供することができる。

(撮影に係る料金)

第11条 撮影に係る料金は別表1のとおりとする。

2 前項の料金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを減免することができる。

- (1) 報道のために報道機関が撮影を行う場合
- (2) 横浜市の広報を目的とした撮影を行う場合
- (3) 当局のPRやイメージアップへの貢献が期待できる撮影を行う場合
- (4) 横浜市の実施する事業に伴う撮影を行う場合
- (5) 横浜市域の地域貢献に資すると認められる場合
- (6) その他管理者が特に認める場合

3 第1項に定める料金には、消費税及び地方消費税を加えるものとする。

(料金の支払)

第12条 相手方は、撮影にかかる料金については、当局の指定する期日及び方法により支払わなければならない

(許可の取消し等)

第13条 相手方が次のいずれかに該当する場合、若しくは当局の業務遂行上に支障がある場合は、許可の変更及び取消しを行うことができる。

- (1) 許可条件に違反した場合
- (2) 虚偽の申請により許可を受けた場合
- (3) 第5条の規定に定める基準に抵触した場合、又はそのおそれがある場合
- (4) 第10条の規定により提供を受けた資料を目的外に使用し、又は無断で第三者に転貸し、若しくは使用させた場合
- (5) 当局職員の指示に従わない場合

2 前項の規定により許可の取消し等があった場合、原則として既納された料金は返還しない。

(許可の取消申請)

第 14 条 第 4 条の許可が成立した後、相手方の責めによる事由により、撮影を取り消す場合は、相手方は撮影許可取消申請書（第 2 号様式）により管理者に申請しなければならない。

（取消料）

第 15 条 前条の申請が、撮影予定日の 14 日前以降になされた場合は、相手方から別表 2 のとおり取消料を徴収するものとする。

2 前項の取消料は、管理者が特に認める場合には、これを減免することができる。

（成果品の確認及び是正）

第 16 条 撮影許可による成果品について、当局はその使用目的に供する前に提出を受け、確認を行うことができる。

2 前項により提出された成果品について、当局は必要に応じて是正を求めることとし、相手方がこれに応じない場合は、撮影許可の取消しを行うことができる。

（損害の賠償）

第 17 条 相手方が当局又は第三者に損害を与えた場合には、相手方は直ちにその旨を報告するとともに、その損害を賠償しなければならない。

2 相手方が、当局の過失又は第三者の故意若しくは過失により受けた損害については、当局に対してその損害の賠償を請求することができない。

（その他）

第 18 条 この要領に定めのない事項は、当局総務課長が別途定める。

附 則

この要領は、制定の日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

撮影許可申請書

(申請先)

横浜市交通事業管理者

(申請者)

住 所

名 称

代表者名

次のとおり撮影許可を申請します。

制作作品名・放送番組名		
公開（発売）予定日	月 日	
放送予定日時	月 日 時 分～ 時 分	
撮影日時	月 日 時 分～ 時 分	
撮影場所・区間等		
撮影関係者人数	出演者・スタッフ等合計 人	
制作物・番組 責任者	氏 名	
	連絡先	
撮影・取材等 担当者	氏 名	
	連絡先	

(当局使用欄)

年 月 日

撮影許可書

上記の撮影を許可します。

なお、この撮影許可には次の条件が付されていますので、これを遵守してください。

--

立会予定者	部 課 氏名	TEL
-------	--------	-----

撮影許可取消申請書

(申請先)

横浜市交通事業管理者

(申請者)

住 所

名 称

代表者名

次のとおり撮影許可の取消を申請します。

制作作品名・放送番組名		
公開（発売）予定日	月	日
放送予定日時	月 日 時 分～	時 分
撮影予定日時	月 日 時 分～	時 分
撮影場所・区間等		
取消事由		
制作物・番組 責任者	氏名	
	連絡先	
撮影・取材等 担当者	氏名	
	連絡先	

(当局使用欄)

年 月 日

撮影許可取消通知書

上記の撮影許可を取り消します。

なお、次の付帯事項を伴います。

--

別表 1

撮影に係る料金

項目		金額(税抜)	
施設等利用料【A】	(1)鉄道車両	営業列車の一部(1時間当たり)	25,000 円
		回送列車(片道)	30,000 円
		車両基地留置車両(1時間当たり)	50,000 円
		専用車両ブルーライン(片道)	180,000 円
		専用車両グリーンライン(片道)	100,000 円
	(2)鉄道施設 (1時間当たり)	駅(改札外)	15,000 円
		駅(改札内)	20,000 円
		駅(ホーム)	30,000 円
	(3)自動車車両 (1時間当たり)	あかいくつ	15,000 円
		その他路線バス	10,000 円
		貸切バス	貸切規定による
	(4)自動車施設 (1時間当たり)	バス停	6,000 円
バスターミナル		10,000 円	
立会料(1名1時間当たり)【B】		5,000 円	
時間外割増		【A】+【B】の 30%	
延長割増		【A】+【B】の 50%	

備考

- 1 撮影時間に 1 時間未満の端数が生じた場合は、1 時間に切り上げる。
- 2 撮影時間には、準備及び撤収作業時間も含む。
- 3 複数の施設等において撮影を行う場合の施設等利用料は、時間単位でそれぞれ算出し、分けられない時間帯については該当する項目のうち最も高い金額を適用して算出する。
- 4 次の場合は立会者を増員することがある。
 - (1) 撮影箇所が同時に複数になる場合
 - (2) 撮影場所が一望できない場合
 - (3) 撮影者の人員が 50 名以上となる場合
- 5 時間外は、日曜日、土曜日、祝休日、1 月 2 日、1 月 3 日及び 12 月 29 日から 12 月 31 日の終日並びにその他の期間の午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分を除く時間帯とする。
- 6 延長は、当初予定時間を超えて撮影する場合で、かつ、当局が対応可能な場合にのみ適用する。

別表 2

施設取消に係る料金

撮影取消を申し出た期間	金額
撮影 14 日前～8 日前	別表1【A】の金額の 20%
撮影 7 日前～2 日前	別表1【A】の金額の 50%
撮影前日～当日	別表1【A】+【B】の金額の 100%